【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年8月12日

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 楠元 健一郎

【本店の所在の場所】 東京都新宿区早稲田鶴巻町519

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営推進本部長 羽根 英臣

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区早稲田鶴巻町519

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営推進本部長 羽根 英臣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 E 種優先株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

E 種優先株式 1,500,000,000円

第28回新株予約権証券 12,670,000円

新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込

むべき金額の合計額を合算した金額

1,514,970,000円

(注) 新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
E 種優先株式	1,500株	(注) 3 及び 4 に記載のとおりです。

(注) 1 本有価証券届出書による E 種優先株式に係る募集(以下「本優先株式第三者割当」といいます。)は、2025年 8月12日の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によっております。

なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2025年9月30日開催予定の当社 臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)にて、E種優先株式の発行に係る議案の承認、本取締 役会の決議にて本優先株式第三者割当と併せて決議した第28回新株予約権(以下「本新株予約権」といいま す。)の発行(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本優先株式第三者割当と併せて以下「本第三者割 当」といいます。)に係る議案の承認、及びE種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下 「本定款変更」といいます。)に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それ ぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件として います。

本優先株式第三者割当に係る割当予定先はGP上場企業出資投資事業有限責任組合(以下、単に「割当予定 先」と呼ぶことがあります。)です。

2 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、C種優先株式及びD種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式の単元株式数は100株ですが、C種優先株式及びD種優先株式については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、単元株式数を1株としています。

C種優先株式及びD種優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、各種優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当社が残余財産を分配するときは、各種優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配については、C種優先株式はD種優先株式に優先します(E種優先株式発行後の優先関係については、下記(注)3(9)に記載のとおりです。)。

また、C種優先株式及びD種優先株式には、各種優先株主が、各種優先株式と引換えに金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権、及び各種優先株式と引換えに普通株式の交付を当社に請求することができる取得請求権がそれぞれ付されています。C種優先株式及びD種優先株式には、当社が、金銭と引換えに各種優先株式を取得することができる取得条項が付されています。

C種優先株式及びD種優先株式について、各種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しません。

また、C種優先株式及びD種優先株式について、各種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要します。

3 E種優先株式の内容は次のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記録された E 種優先株式を有する株主(以下、本(注)3 において「E 種優先株主」という。)又は E 種優先株式の登録株式質権者(以下、本(注)3 において「E 種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

イ 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記録された E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

ウ優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、下記(9)アに定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、下記(1)エに定める額の配当金(以下、本(注)3において「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰

余金の配当の基準日以前である日を基準日としてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、本(注)3において、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

エ 優先配当金の額

優先配当金の額は、E種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。但し、除算は 最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

E種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。

才 思精条項

ある事業年度に属する日を基準日としてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行われた1 株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下、本(注)3において「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記(9)アに定める支払順位に従い、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して配当する。

力 非参加条項

当社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、上記(1)エに定める優先配当金及び累積 未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、下記(9)イに定める支払順位に従い、E種優先株式1株当たり、下記(2)イに定める金額を支払う。

イ 残余財産分配額

基本残余財産分配額

E種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4)イ に定める基本償還価額算式(但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下、本(注)3において「基本残余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記(2)イ にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、本(注)3において「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、E種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4)イに定める控除価額算式(但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記(2)イ に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(2)イ に定める基本残余財産分配額から控除する。

ウ 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

ア 償還請求権の内容

E種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてE種優先株式を取得することを請求(以下、本(注)3において「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、E種優先株式1株

を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、本(注)3において「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該 E 種優先株主に対して、下記(4)イに定める金額(但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下、本(注)3において「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきE 種優先株式は、償還請求が行われた E 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(注)割当予定先及び当社の間の2025年8月12日付引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)において、割当予定先は、上記にかかわらず、E種優先株式の払込期日から3年後の応当日まで、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとする(但し、当該応当日以前であっても、本引受契約に定める一定の場合にはこの限りではない。)旨が定められています。かかる権利行使の制限の詳細については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 本引受契約の概要」をご覧ください。

イ 償還価額

基本償還価額

E種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下、本(注)3において「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000円 × (1+0.03) p+q/365

E種優先株式の発行日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「p年とq日」とする。但し、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

控除価額

上記(4)イ にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、本(注)3において「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、E種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記(4)イ に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記(4)イ に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 \times (1 + 0.03) $^{z+w/365}$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「z年とw日」とする。但し、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

ウ 償還請求受付場所

東京都新宿区早稲田鶴巻町519

株式会社ヴィア・ホールディングス

エ 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

ア 強制償還の内容

当社は、E種優先株式の発行日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本(注)3において「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、下記(5)イに定める金額(以下、本(注)3において「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、本(注)3において、この規定によるE種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、取得するE種優先株式は、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(注)金銭を対価とする取得条項はE種優先株式の発行日の6年後の応当日(2031年10月3日)以降に発動可能となります。この点については、割当予定先から、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(E種優先株式を転換することにより交付を受ける当社普通株式を売却する際における投資資金の回収)を目的としていることから、取得条項の発動可能時期を想定される投資期間を踏まえたものにしたいという提案がありました。当社としても、普通株式対価の取得請求権が行使されることは財務基盤の強化、資金繰りの安定化に資するものであり、これを否定すべき特段の事情はないため、合意しました。

イ 強制償還価額

基本強制償還価額

E 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記(4)イ に定める基本償還価額算式(但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下、本(注)3において「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記(5)イ にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、本(注)3において「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、E種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記(4)イ に定める控除価額算式(但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記(5)イ に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(5)イ に定める基本強制償還価額から控除する。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

E種優先株主は、E種優先株式の発行日の1年6か月後の応当日以降いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記(6)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をE種優先株主に対して交付することを請求(以下、本(注)3において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。なお、下記(6)イの算定方法に従い、E種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったE種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社が E 種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。但し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、E 種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

E種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= E 種優先株主が取得を請求した E 種優先株式の数

×上記(4)イ に定める基本償還価額相当額から上記(4)イ に定める控除価額相当額を控除した金額 (但し、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

÷転換価額

転換価額

イ 転換価額

転換価額は、83円とする。

(注)かかる転換価額は本取締役会の直前取引日(2025年8月8日)までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値(117.6円)の70%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市

場は、取引日によっては国際情勢などのマクロイベントによりボラティリティが急激に高まることが あることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株価より、一定期間の平均株価という平準化 された値を参照するほうが適切であると考えたためです。また、当該平均値の70%に相当する金額と した理由は、当社の C 種優先株式750株 (2025年 8 月12日現在、 R K D エンカレッジファンド投資事 業有限責任組合が C 種優先株式1,500株を保有していますが、当社は、本取締役会において、2025年 10月3日をもって、Ε種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件 として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、同組合が保有するC種優先株 式750株を取得することを決議しております。)及びD種優先株式3,170株(当社の自己株式を除いた 株式数です。)について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株式に転換した場合に は、最大で30%を超える価値の希薄化が生じる可能性などを考慮し、時価から一定のディスカウント を付与することとしたためです。一方で、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件 に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、 当社は独立した第三者算定機関からのE種優先株式の株式価値算定書を入手しており、その結果か ら、発行条件は合理的な水準と判断しております。また、本第三者割当により調達した資金で優先配 当率の高いC種優先株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存 株主の皆様にとって中期的に利益をもたらすと判断しております。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、E種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本(注)3において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価))÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下、本(注)3において「普通株主」という。)に下記(b)()乃至()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)()及び()の場合は0円とし、下記(b)()の場合は取得請求権付株式等(下記(b)()に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)()及び(d)において「対価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により E 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ()下記(c)()に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを

含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下、本(注)3において同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

()普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

()取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換 えに下記(c)()に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付 する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)()に定める時価を下回る対価をもって普 通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての 場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当 てる場合、及び第28回新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、本(注)3において「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

()普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) ()転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り 捨てる。
 - ()転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東 証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除 く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 当社は、E種優先株式の発行後、下記(e)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、普通株式の交付における払込金額又は取得請求権付株式等に係る対価が、下記(e)において調整後の転換価額の適用時期として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額を当該払込金額又は当該対価と同額に調整する。
- (e) 上記(d)により E 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ()普通株式を交付する場合(但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権 その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
 - 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - ()取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換 えに普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は普 通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての

場合を含むが、第28回新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日 以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるた め又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (f) 上記(a)及び(d)のいずれにも該当する場合、調整後の転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (g) 上記(b)、(d)及び(e)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - ()当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ()その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (h) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、 転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(h)により不要とされた調整は繰り越されて、その 後の調整の計算において斟酌される。
- (i) 上記(a)乃至(h)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに その事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に 記録された各 E 種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことが できないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- ウ 転換請求受付場所

東京都新宿区早稲田鶴巻町519

株式会社ヴィア・ホールディングス

エ 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

(7) 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。E種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(8) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 優先順位

ア 剰余金の配当

C種優先株式の優先配当金(当社の定款第11条の2第1項に基づき支払われる配当金を意味する。)、D種優先株式の優先配当金(当社の定款第11条の11第1項に基づき支払われる配当金を意味する。)、E種優先株式の優先配当金、累積未払C種優先配当金(当社の定款第11条の2第2項に定義される。)、E種優先配当金(当社の定款第11条の11第2項に定義される。)、E種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株式質権者(以下、本(注)3において「普通登録株式質権者」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払C種優先配当金及びE種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金及びE種優先株式の優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金を第1順位、D種優先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第5順位とする。

イ 残余財産の分配

C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式及びE種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配を第3順位とする。

ウ 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

4 当社の定款には、会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,500	1,500,000,000	750,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,500	1,500,000,000	750,000,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、750,000,000円であります。
 - 3 当社は、本取締役会において、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを 条件として、2025年10月3日付で、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ750,000,000円減少してその 他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,000,000	500,000	1 株	2025年10月3日 (金)		2025年10月3日 (金)

- (注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
 - 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 3 申込み及び払込みの方法は、割当予定先と総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格 (会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヴィア・ホールディングス コーポレート企 画部	東京都新宿区早稲田鶴巻町519

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー18階

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第28回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	181,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	金12,670,000円
発行価格	新株予約権1個当たり70円(新株予約権の目的である株式1株当 たり0.7円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年10月3日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ヴィア・ホールディングス コーポレート企画部 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
払込期日	2025年10月3日(金)
割当日	2025年10月3日(金)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京営業部

- (注) 1 本新株予約権については、本取締役会において発行を決議しています。
 - なお、本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。
 - 2 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払 込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4 本新株予約権の振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。)
新株予約権の目的となる株式の数	なお、当社の単元株式数は100株である。 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 18,100,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下 「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項及び第3項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後行使価額とする。 調整後行使価額とする。
	割 = 休 立
	3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予 約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号、第(5)号及び第 (7)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適 用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開 始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」 という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式 数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面 で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことがで
がサスかたのにはいまいるを	きない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額 は、行使価額(次項で定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。 2 行使価額 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金 銭の額(以下「行使価額」という。)は、83円とする。なお、行使価額 は、次項第(1)号乃至第(7)号に定めるところに従い調整されることが
	ある。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により 当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能 性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額 調整式」という。)により行使価額を調整する。 発行又は 1株当たりの 既発行 処分株式数 発行又は処分価額 調整後 行使価額 = 行使価額 × 普通株式数 + 時 価 行使価額 = 行使価額 *
	(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 イ 時価(第(3)号口に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得清求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを 適用する。
- 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権が当初の条件で行使され、取得条項付株式の全部を取得し、新株予約権の全部が当初の条件で行使され、又は取得条項付新株予約権の全部を取得したものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の 発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の 承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調 整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用す る。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった 日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対して は、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

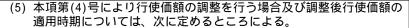
交付普通 = (調整前 調整後) ×調整前行使価額により当該期 交付普通 = (行使価額・行使価額) × 間内に交付された普通株式数 株式数 = (現象がよりはほぼ

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

- イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を切り捨てる。
- 口 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日 (但し、本項第(2)号二の場合は基準日)に先立つ30連続取引日(以 下に定義する。)の東京証券取引所における当社普通株式終値の平 均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算 は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す
- ハ 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- 二 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との 差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこ ととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し 行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額 に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用す るものとする。
- (4) 本新株予約権の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(5)号(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権を当初の条件に従い行使する場合、取得条項付株式を取得する場合、新株予約権を当初の条件に従い行使する場合、又は取得条項付新株予約権を取得する場合の当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(5)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。



イ 当社普通株式を発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

口 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は当社普通株式を交付する定めのある取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
ハ 本号イ及び口の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の

- 八 本号イ及び口の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の 発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の 承認を条件としているときには、本号イ及び口にかかわらず、調 整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用す る。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった 日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対して は、本項第(2)号ニに定める算出方法により、当社普通株式を追加 的に交付する。
- (6) 本項第(1)号及び第(4)号のいずれにも該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (7) 本項第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行 使価額の調整を必要とするとき。
 - 口 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる 事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)。
 - ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割 当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - 二 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (8) 本項第(1)号乃至第(7)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額

1,514,970,000円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

## 新株子約権の行使により株式を発行する場合の株式 株の乗行価格 本新株子約権の行使により株式を発行する場合の株式 株の乗行価格 本新株子約権の行使により株式を発行する当社音楽社 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行で使に成り転送した際に 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価格 株の乗行価値 株式を発行する場合における増加 する 会 とび資本準備 全 を 大の重要 大		有価証券
金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金額は、会社計算規則第17条第 1項に従い開出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本等の報点、本項・記載の資本金等増加限度額から本項(定立を当該、本項・記載の資本金等増加限度額から本項(定立等をの発生の10月 4 日から2000年10月 3 日(但し、別記「自己新株予約権の7 時によりまれて表帯行する場合において増加する資本等の発酵を取得の多性の2000年10月 3 日(但し、別記「自己新株予約権の7 時によりは大きなの機を入り、いつつきののといる場合には、本項・おりまたの間(以下「行使期間)という。)、いつつき、本新株予約権行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日をでしました後は、本事株予約権の1 (以下「行使期間」という。)、いつつき、本新株予約権行使することができる。但し、行使期間の経過した後は、本事株予約権は行使できないものとする。と記むかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。と記むかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。という。及びその前線行営業日 (機関財の体験者日でない場合に違っしている場合には停止が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定答する)。と記 (4) 当社・通報の対力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の分別を1 は行使が必要であると出社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の一部指行の対するが開始を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかしめ本新株予約権合に通知する。1 組織再編行為,とは、当社が治域を行使することはできない。この場合には停止が発表されて受け対している場合に表づく対対が他の会社となる場合では大きな場合に対対のの締結、当社が分割を社となる場合となる場合となる場合とは大変対対のの締結を記さいまが表別では、1 行使請求の政が場所 接当事項なし (1 行使請求の政が場所・大きの表別を1 東京営業部 (1 年)	する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、 行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総 額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額 を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の 数で除した額とする。
新株予約権の行使期間 本新株予約権者は、2025年10月 4 日から2030年10月 3 日(但し、別記「自己 新株予約権の報得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の変を取得する場合には、当社による取得の数力発生日の前級行営業日子での間(以下、行使期間、上にう。、いいつでも、本新株予約権合行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日でない場合にはその前銀行できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。というできる。但し、行便対間の最終目が銀子できないものとする。というできる。というできる。というできる。というできる。というできる。というできる。というできる。というできないものとする。というできないものとする。というできないものとする。というできないものとする。というできないものとする。というできないものとする。というできないものかまり、別が多要であると認めた日(3 組織再稿行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権を行使の停止が必要であると記めた日(3 組織再稿行為に以下に変する。)をするために本新株予約権を行使の場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権を活してはいきないもの必要な事項をおらかじめ本新株予約権を活してはいきないもの必要な事の締結をいての場合には停止期間その他必要な事項をとなる株式交換契約の締結を下述の対しているの場合には停止が過ぎたり、当社が消滅会社となる保契約の締結へ取り、は当社が分割会社となるはのでは、対しているのの締結をでは、当社が分割会社となるない、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資 本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等 増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生 じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資
新株予約権の行使期間 本新株予的権の日本法人の205年10月 4日から2030年10月3日(日し、別記「日之 新株予的権の限令の事由及び取得の条件・欄に従って当社が本新株予約権 の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「付更期間)。最終日が観行営業日でない場合にはの前銀行営業日とする。但し、行使期間の最好の銀行登業日でない場合にはるの前銀行営業といものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。という。カンびその前銀行営業日(振替機関の休業日でない場合にはそいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない場合にの事態行の変更なると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新体予約権の行使の停止が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新体予約権の行使の停止が必要であると割めた日 (3) 組織再編行為の効力発生日の翌日秋予節に対しては場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日秋予節を付使することはできないもが指定する期間その他必要な事項をあらかか本新株予約権者に通知する。「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、株式が割会社となる吸収分割契約の締結をしては新設分割計画の作成対る、以当社が他の会社となる味式交付計画のが締結をしては新設分割計画の作成対しては当社が他の会社となる株式交付表式交付清により本が発達の金融を取得することを内容とする株式交付表式交付前により本の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画により発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付により本が表手続により本が表が表に関する場合に関係をいては、当社が合いの会社に引き受けられることとなるものをいう。 新株予約権の印使の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 自己新株予約権の取得の事項をとされる場合に対すが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表		
(3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割計画の作成会社の会社を含子会社となる株式交換契約の締結、共び移動計画の作成若しくは未式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付表会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付表会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付表会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付表会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付制会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権(国日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権(国日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権(国日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権(国日本法上の会社に対して、当社のの会社に引き受けられることとなるものをいう。 「伊護市水の投資所」第一項を開発して、第一項を用述を用述されて、第一項を用述を用述を用述されて、第一項を用述を用述を用述されて、第一項を用述を用述されて、第一項を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を	新株予約権の行使期間	本新株予約権者は、2025年10月4日から2030年10月3日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所 1 行使請求の受付場所 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社ヴィア・ホールディングス 2 行使請求の払込取扱場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 族当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京営業部 新株予約権の取得の事由及び取 得の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 於出事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予約権の お出事項なし。 対法事項なり。 お出事項なり。 ***********************************		(3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (代用払込みに関する事項 該当事項なし。 (知識再編成行為に伴う新株予約権の (本来更互な)		1 行使請求の受付場所 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社ヴィア・ホールディングス 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所
得の条件 合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 本新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項なし。 該当事項なし。 おおま は おおま は おおま は おおま は まま は まま は まま は	新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 る。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予約権の 対決事項なり		合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
出織再編成行為に伴う新株予約権の 対出事項	新株予約権の譲渡に関する事項	
		該当事項なし。
		該当事項なし。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。

- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
- 2 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

- 3 新株予約権証券の不発行
 - 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
- 4 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 該当事項はありません。
- 5 新株予約権の行使制限

本引受契約において、割当予定先は、上記「新株予約権の行使期間」の定めにかかわらず、本新株予約権の 払込期日から1年後の応当日まで、本新株予約権の行使を行わないものとする。(但し、当該応当日以前で あっても、本引受契約に定める一定の場合にはこの限りではない。)旨が定められています。かかる権利行 使の制限の詳細については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 本引受契約の概要」をご覧ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,014,970,000	18,000,000	2,996,970,000

- (注) 1 払込金額の総額は、E種優先株式の払込価額総額1,500,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額 12,670,000円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額1,502,300,000円を合算した金額であります。
 - 2 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
 - 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、E種優先株式及び本新株予約権に係る価値評価費用並びにその 他事務費用(有価証券届出書作成費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等)の合計であります。
 - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当により調達する差引手取概算額2,996百万円の使途については、新規出店投資、生産性改善投資、C 種優先株式の償還及び将来のM&A資金を予定しています。調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予 定しています。

E種優先株式に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規出店投資	300	2025年10月~2027年3月
生産性向上投資	100	2025年10月~2027年3月
C種優先株式の償還	787	2025年10月
事業拡大のためのM&A	295	2026年1月~2031年3月
合 計	1,482	

- (注) 1 当社は、本取締役会において、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、2025年10月3日付で、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ750,000,000円減少してその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。
 - 2 上記 、 及び の資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
事業拡大のためのM&A	1,514	2026年10月~2031年3月
合 計	1,514	

(注) 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、銀行からの借入金等により充当することを検討いたします。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

新規出店投資

都市圏への出店を強化することで収益力の拡大を狙っており、当社グループ直営店における新規出店の投資資金として2027年3月までに300百万円を充当する予定です。出店業態は「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」等を予定しており、2027年3月までに4店舗分の出店資金として充当予定です。なお、その他、自己資金又は金融機関借入による出店も予定しております。

生産性向上投資

収益構造改革を進めるにあたり、顧客体験向上や効率性を高めるためのシステム改修、店舗調理設備等の投資資金として、2027年3月までに100百万円を充当する予定です。具体的には、会員アプリの改修や店舗での串焼きの調理補助となる機材の導入などを想定しております。

C種優先株式の償還

発行済 C 種優先株式1,500株のうち、750株の取得資金として787百万円を充当する予定です。これにより、配当負担の軽減が見込まれます。

上記のC種優先株式の取得価額は、当社の定款の定めに従い、以下のとおり算出しております。

1株当たりの取得価額 = 基本償還価額(以下の算式によって算出される。) - 控除価額(以下の算式によって算出される。)

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000円× (1+0.085) m+n/365

C種優先株式の発行日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金×(1+0.085) x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、C種優先株式の発行日以降に支払われたC種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。)の支払金額とする。償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とv日」とし、「x+y/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

事業拡大のためのM&A

1,809百万円は、M&A待機資金とし、2031年3月末日までに当社グループの事業拡大に資するM&Aに充当する予定であります。

但し、現時点において、M&Aの具体的な内容及び金額については未定であり、M&Aよりも効果的な投資への切替え も柔軟かつ機動的に検討しながら、仮に2031年3月末日までに未充当額が生じた場合、借入金(既存の借入金では なく、当該借入金の借換え等を行った場合の新たな借入金など、今後新規に行う借入金を想定しております。)の 返済に充当する予定であります。

当社は、これまで、株式会社扇屋コーポレーション(現 株式会社扇屋東日本、株式会社扇屋西日本)、株式会社エンゼルフードシステムズ(現 株式会社フードリーム)、株式会社ウィルコーポレーション(現 株式会社一丁)、株式会社紅とん、株式会社一源、「パステル」の飲食店部門等のM&Aを行っておりますが、現在、これらの企

業はいずれも当社グループにおける主要な事業会社となっております。特に「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」については、当社グループ傘下において大きく店舗数と収益規模を拡大することができました。

今後も既存業態の新規出店の強化に加えて、国内・海外の外食事業やそれに関連する事業体のM&Aにより当社グループに参画した企業の成長を支援することで、当社グループの企業価値向上を目指して参ります。

具体的には、既存外食事業とのシナジーが働く業態を対象としており、その後の店舗展開余力、新たなライフスタイルとの親和性、人財の充実度等を考慮して検討してまいります。また、コストコントロールの強化や原料調達の安定化等を目的として、国内外で既存事業のバックアップ機能となる事業(例えば原料生産事業、食材調達事業や加工事業等)も対象として検討してまいります。地域は国内の都市圏または北米・アジア圏を対象としております。規模感としては1件につき数店舗から数十店舗の案件を複数実施する想定です。

上記のとおり、現時点で具体的に検討しているものはありませんが、有望な案件が出てきた際に、機動的に執行することができるようにするためにも、前もって資金調達を行うものであります。本第三者割当により調達する資金を充当する案件が決まりましたら、適時開示を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要

(2025年8月12日現在)

名称		GP上場企業出資投資事業有限責任組合	
所在地		東京都目黒区自由が丘 2 -16-12 RJ3	
出資の総額		3,366,550,000円(2025年8月6日時点)(注1)	
組成目的		有価証券の取得等	
主たる出資者	音及び出資比率	法人 1社(注2)	
名称	名称	無限責任組合員 Growth Partners LLP有限責任事業組合	
	所在地	東京都目黒区自由が丘 2 -16-12 RJ3	
業務執行組 合員等に関	代表者の役職・氏名	組合員 古川 徳厚 組合員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚	
する事項	事業内容	投資業務等	
	出資総額	3,330,000円	
	主たる出資者及び出資比率	組合員 古川 徳厚 90% 組合員 グロースパートナーズ株式会社 10%	

- (注) 1 出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は4,481,800,000円となります。
 - 2 主たる出資者の概要については、出資約束金額を基準とする出資比率が10%以上の出資者の属性のみ記載しております。主たる出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。主たる出資者以外の出資者としては、国内法人20社、個人35名となります。

(2) 当社と割当予定先との間の関係

(2025年8月12日現在)

当社と割当予定 先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
	出資関係	該当事項はありません。
\\\ \dagger_1 \\\ \dagger_2 \\\ \dagger_3 \\\ \dagger_4 \\\ \dagger_5 \\ \dagger_5 \\\	人事関係	該当事項はありません。
当社と業務執行組合員等との間の関係	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、2025年 8 月12日付で、当該業務執行組合員等の組合員であるグロースパートナーズ株式会社との間で本事業提携契約(下記「(3)割当予定先の選定理由 本第三者割当の経緯・目的及び割当予定先を選定した理由」に定義する。)を締結する予定です。

(3) 割当予定先の選定理由

本第三者割当の経緯・目的及び割当予定先を選定した理由

当社グループは、「心が響き合う価値の創造」を企業理念とし、顧客のニーズに応える新しい価値を提供することに取り組んでおり、お客様、株主の皆様など、すべてのステークホルダーにとって信頼される企業を目指しております。当社グループの事業領域である外食サービス事業において、「やきとりの扇屋」、「日本橋紅とん」、「魚や一丁」、「パステル」など多様なブランドを展開しながら、安心安全で高品質なお料理と顧客ニーズに即したサービスを通じて、お客様の暮らしを豊かにすることを目指しております。

当社は、1948年に印刷会社として設立されました。2001年に「備長扇屋」のエリアフランチャイジー権を取得し、意欲的な店舗出店を開始しました。その後、2004年に株式会社扇屋コーポレーションの全株式を取得し、外食サービス事業の拡大と基盤の強化を図ってまいりました。2013年には、印刷事業を売却し、外食サービス専業の企業へと転換しており、2025年8月12日現在、36都道府県に30ブランド、約300店舗を展開しております。

当社グループは、2010年以降、低価格競争をはじめとするデフレ傾向や、中食業界を含めた他業種の参入や顧客ニーズの変化による顧客獲得競争の激化、長引く人手不足による人件費の上昇、物流費の上昇や天候不順による原材料費の高騰等により、厳しい経営環境が続く中、「既存店の再成長とコスト削減」を基軸として、現場第一・原点回帰・人財育成を戦略方針に掲げて各種施策に取り組んだことで、コスト削減等による収益改善が進みました。しかしながら、2020年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や店舗休業の実施等により急激に売上が減少し、2021年3月期第3四半期決算において親会社株主に帰属する四半期純損失3,889百万円を計上したことで2,673百万円の債務超過となりました。当社は産業競争力強化法に基づく事業再生ADR手続を申請し、2021年4月20日に成立しました。これにより、C種優先株式及びD種優先株式の第三者割当による発行と劣後ローン借入が実施され、資本と財務体質の改善を果たし、債務超過を解消いたしました。

また、当該事業再生ADR手続において承認された事業再生計画に基づき、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しました。その一環として、事業アセットの絞り込みや本部・現場の生産性向上、顧客中心の店舗開発という再成長軌道に向けた事業の仕組みを見直し、「やきとりの扇屋」「日本橋紅とん」等の小型で専門性の高い居酒屋や「パステル」等のレストラン業態を中心に展開するとともに、コア事業である「扇屋」の改革を進めました。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)上の位置づけ変更以降、経済活動は正常化しましたが、世界的な物流の混乱や国際紛争等の影響を受け、物価やエネルギーコストの上昇は依然として続いております。また、外食業界においても、消費者の行動や心理が大きく変化しており、働き方や生活パターンが多様化する中、来店時間や利用人数の変化、外食控えといった課題に対応することが求められており、経営課題が多様化・複雑化しております。

かかる事業環境下において、当社グループは、2023年3月期より、「提供品質へのこだわり」「人財再構築」「オペレーション改革」を3本柱とした3ヵ年の経営戦略『未来計画』を策定し、まずは各業態のメインアイテムの品質向上とそのための技術の再構築という「本質回帰」に徹底して取り組んでまいりました。その上で、コストを始めとした新たな構造変化に対応し、継続的に収益を生み出すための構造改革、修繕を含めた既存店舗のリフォームやリニューアル、ランチタイムとディナータイムで提供商品の異なる業態や異なるブランドを併せたダブルネームでの業態等の新しい店舗業態の開発、これまでの大型店舗から専門店や小型店舗の強化へのシフト、変革に挑戦する組織風土改革、経営システムの改修等の施策に取り組み、これまでに培ってきた当社グループの強みの再構築と投資回収モデルのベースアップを図ってまいりました。これらの取り組みの結果、2025年3月期の連結業績は、売上高17,373百万円、営業利益198百万円、経常利益122百万円となり、2期連続で経常黒字を達成いたしました。

当社グループは、これまでの構造改革の取り組みを通して、また、足元の状況からも、これまでの黒字化達成に向けた再生フェーズから再成長という次のフェーズに歩みを進めております。この再成長フェーズにおきましては、これまで取り組んできた収益構造の更なるブラッシュアップを継続していくための体制の安定化を進めていきます。加えて、これまで適正な規模に向けたリストラクチャリングが中心だった店舗戦略を、新規出店による再拡大へ転換します。また、再成長に向けてのリモデル新業態や新コンセプトの業態展開にも着手します。また、コスト高に対応した調達力の一層の強化、DXによる新経営システムへの移行という各種施策に取り組んでまいります。

こうした認識のもと、当社は2025年度より、新たな中期経営戦略『未来計画Next』を始動しております。2025年8月12日付で『未来計画Next』の内容を含む『中期経営計画2028』を公表しましたが、『未来計画Next』では、「収益構造モデルの再設計」「業態モデルの再定義」「人財総活躍モデルの進化」という3つの重点戦略を掲げ、収益基盤の強化と成長戦略を両立する「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」を進めておりま

す。かかる戦略の実行を通じて、構造改革から得た成果を持続可能な成長へとつなげ、事業・財務の両面から企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、今後急速に加速する国内の人口減少やコスト構造の大幅な変化、消費者の節約志向や外食需要の多様化といった動向を見据えると、外食産業は今後一層、海外への展開力、新たな事業開発力が求められ、その結果、業界再編が進むと予想しており、積極的なM&A戦略が企業成長の鍵の一つになると考えております。従いまして、改めてM&Aの推進と海外開発力の構築を重要な経営戦略に位置付けて、実行に向けて組織体制の強化を図ってまいります。

こうした中、2025年5月頃、グロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。) から、当社の成長戦略の策定、マーケティング、オペレーション改善、M&A推進、IR強化等に加え、通常のコンサルティングサービスにとどまらないハンズオン型業務支援と資金支援の提案を受けました。グロースパートナーズの代表取締役を務める古川徳厚氏は、以前から、当社のコーポレート企画部門と業務上の意見交換を定期的に行ってきた中で、今回の提案に至りました。

その後、コーポレート企画本部管掌で取締役兼常務執行役員を務める関川周平氏を中心に継続的にグロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務支援及び資本調達について協議してまいりました。古川氏は、大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンドにおいて多くの上場企業の支援実績を持っているとともに、グロースパートナーズは2023年10月のファンド事業開始以降、既に複数の上場企業に対して株式、新株予約権等を通じて出資し、事業上のハンズオン支援を行ってきた実績を有していることから、グロースパートナーズ及び古川氏の知見を当社グループの成長戦略や改善活動に活かしていただくことは、施策精度の向上につながり、企業成長のスピードを早めることとなると確信しております。

一方で、財務面においては、既発行の優先株式の配当負担が重く、将来的な償還資金の準備も必要となってまいります。上記の成長施策実現のための資金調達をスムーズに行っていくうえでも、新たな資本デザインを構築すべきタイミングにもあります。グロースパートナーズからの資本調達の提案は、C種優先株式の一部償還を併せて実施することで、配当負担の軽減につながり、かつ資本の充実も図ることができます。また、成長に向けた投資資金・M&A資金の確保も実現いたします。このように、グロースパートナーズからの提案は当社の財政状態、資金ニーズに適合的であり、かつ調達の実施時期の点においても望ましかったため、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先に対する第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行を進めることといたしました。

そのため、当社は、2025年8月12日付で、グロースパートナーズとの間で事業提携契約(以下「本事業提携契約」といいます。)を、グロースパートナーズが管理・運営を行う割当予定先との間で、割当予定先に対してE種優先株式及び本新株予約権を発行することを内容とする本引受契約を締結することといたしました。

本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

- ア 成長戦略策定支援、事業計画策定支援及び新規事業提案
- イ M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案
- ウ 市場環境や競合状況を踏まえたターゲット設定と価値訴求ポイントの明確化、及びブランディング強化に向けた提案
- エ AI・DXツール導入による自動化を含む、業務オペレーション効率化に向けた提案
- オ IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介
- カ 上記以外の、当社及びグロースパートナーズが別途合意する業務

本第三者割当を通じた資金調達により当社の更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現します。また、グロースパートナーズからの本事業提携契約に基づく支援を得て、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進します。これを通じて経営の一層の安定化と企業価値の向上を図ることにより、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、既発行優先株式に係る配当負担の軽減による財務体質の改善、並びに、中期経営戦略『未来計画Next』で掲げた「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」、及び業界再編を見据えた積極的なM&Aによる事業拡大のための資金の確保に向けて、さまざまな資金調達手法を検討して参りました。

その過程において、一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、いずれも資金調達額の十分性、確実性の観点から、現時点の当社にとっての最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、安定的な財務体質の構築を目指す上では、金融機関からの借入れや社債発行などによる負債性の調達

のみでは望ましくないと考え、まずは資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無い E 種優先株式(総額1,500百万円)、及び段階的に行使が行われることにより株価へのインパクトの分散化が可能となる本新株予約権(総額1,514百万円)により調達することといたしました。

本引受契約の概要

当社は割当予定先との間で、2025年8月12日付で以下の内容を含む本引受契約を締結しております。

ア 事前承諾事項

当社は、本引受契約の締結日以降、自ら又はその子会社若しくは関連会社が以下の各号に定める行為を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。但し、割当予定先は当該承諾を不合理に留保しない。

- (1) 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項(但し、以下の各号に掲げる事項については当該各号に定めるところに従う。)。
- (2) 本引受契約の締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却(子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。)、又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄。
- (3) 定款の変更(但し、本定款変更その他の本引受契約において企図されている変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。)。
- (4) 取締役会規程又は株式取扱規程の重要な変更。
- (5) 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更その他の組織再編に関する一切の行為。
- (6) 解散。
- (7) 倒産等の手続開始の申出又は申立て。
- (8) 割当予定先以外の第三者に対する株式等の発行。(但し、C種優先株式に付された取得請求権の行使に基づく株式の発行、D種優先株式に付された取得請求権の行使に基づく株式の発行、並びに第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使に基づく株式の発行を除く。)。
- (9) 株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て。
- (10) 自己株式若しくは自己新株予約権の取得、処分又は消却(取得条項付株式の取得を含む。但し、当社のC種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくC種優先株式の取得、当社のD種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくD種優先株式の取得、第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使若しくは第26回新株予約権及び第27回新株予約権に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づく第26回新株予約権及び第27回新株予約権の取得及び消却、E種優先株式に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくE種優先株式の取得、本新株予約権の行使若しくは本新株予約権に付された取得条項若しくは取得請求権の行使に基づく本新株予約権の取得又は単元未満株式買取請求権の行使に基づく自己株式の取得を除く。)。
- (11) 第26回新株予約権及び第27回新株予約権の内容の変更又はその目的である株式数若しくは当社の取締役会決議による第26回新株予約権及び第27回新株予約権の下限行使価額の修正(疑義を避けるために付言すると、行使価額の調整に基づく下限行使価額の調整を除く。)。
- (12) 第26回新株予約権及び第27回新株予約権の行使指示又は行使停止。
- (13) 単元株式数の変更。
- (14) 当社の普通株式又は D 種優先株式を保有する株主に対する剰余金の配当。但し、割当予定先が保有する E 種優先株式の合計株式数に当該剰余金の配当の効力発生日を強制償還日(上記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)3 (5) 金銭を対価とする取得条項(強制償還) ア 強制償還の内容」に定める「強制償還日」をいう。)として当該時点における E 優先株式の全部について強制償還(上記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)3 (5) 金銭を対価とする取得条項(強制償還) ア 強制償還の内容」に定める「強制償還」をいう。)した場合の強制償還価額(上記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)3 (5) 金銭を対価とする取得条項(強制償還) ア 強制償還の内容」に定める「強制償還の内容」に定める「強制償還額」をいう。)を乗じた

金額が、当該剰余金の配当の効力発生日の当該効力発生後における当社の剰余金の分配可能額を上回ることとならない範囲で、かつ、当該剰余金の配当の効力発生日の当該効力発生後における当社の剰余金の分配可能額に2025年8月12日付の当社の取締役会決議に基づき取得するC種優先株式の取得総額を加算した金額がE種優先株式の払込の完了時点における当社の剰余金の分配可能額を下回らない場合に、各事業年度末日を基準日として剰余金の配当が行われる場合を除く。

- (15) 資本金又は準備金の額の減少。
- (16) 会社法第450条に定める剰余金の減少を伴う資本金の額の増加。
- (17) 会社法第451条に定める剰余金の減少を伴う準備金の額の増加。
- (18) 代表取締役の変更。
- (19) 一事業年度における連結での累計が、各事業年度に応じてそれぞれ以下の金額を超えることとなる固定資産の取得(固定資産の取得には有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の取得、ファイナンス・リース契約の締結(会計上資産計上されているか否かを問わない。)を含み、長期前払費用及び繰延税金資産の計上は除く。ファイナンス・リース契約については会計上資産計上する場合においては固定資産計上額、賃貸借処理する場合においてはリース料総額をもって資産の取得額とする。)。

2026/3期:900百万円 2027/3期:600百万円 2028/3期:600百万円 2029/3期:600百万円

- (20) 既存の借入れの期限前弁済若しくは条件変更。
- (21) 第三者への新たな貸付(但し、当社の子会社への貸付を除く。)又は出資。
- (22) 債務保証(当社の子会社の債務を主債務とするものを除く。)又は第三者(当社の子会社を除く。)からの債務引受けによる債務負担行為。
- (23) 新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(但し、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第10号)におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)。
- (24) 当社又は第三者(当社の子会社及び関連会社を含む。)の負担する債務に対し、当社又はその子会社若しくは関連会社の保有する資産について担保提供を行う場合(但し、担保権の設定された資産を新たに取得する場合(合併、会社分割又は事業譲渡に伴い既に担保権が設定された資産を取得する場合を含む。)、及び資産取得を目的とする借入金(その借換えに係る借入金を含む。)につき当該取得資産を提供する場合を除く。)。
- (25) 割当予定先以外の当社の株主又は新株予約権者と間の契約の変更。
- (26) 割当予定先以外の当社の株主との間の当社の株式に係る合意の締結。
- (27) E種優先株式の経済的価値又は当社の支払能力に悪影響を及ぼし得る行為。

イ 優先引受権

当社は、E種優先株式の払込期日以降、第三者に対して、株式等(株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式を意味する。)を発行又は処分しようとする場合(当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、当社のC種優先株式若しくはD種優先株式に付された取得請求権の行使若しくは取得条項に基づき普通株式を交付する場合、新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、又はE種優先株式若しくは本新株予約権の転換若しくは行使に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする。

ウ 金銭対価取得請求権の行使制限

割当予定先は、上記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)3」に記載のE種優先株式の内容にかかわらず、E種優先株式の払込期日から3年後の応当日(2028年10月3日)まで、金銭を対価とするE優先株式の取得請求を行わないものとする。但し、当該応当日以前であっても、以下の各号に定める事由が発生した場合はこの

限りではない。

(1) 下記 、 又は に該当する場合。

当社の各事業年度末日又は各第2四半期末日における連結の貸借対照表上の純資産の額が12億円を下回った場合。

当社の2026年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の損益計算書における経常損益が2事業年度連続で損失となった場合。

当社の2026年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における当社の連結のレバレッジ・レシオの数値が8.0 を超えた場合。なお、「レバレッジ・レシオ」とは、有利子負債の合計額から、当該事業年度に係る経常損益及び減価償却費(のれん償却費を含む。)の合計額を除した数値をいう。

- (2) 本引受契約に定める払込みの前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合。
- (注) 当該規定との関係で問題となり得る主な前提条件は以下のとおりです。

当社が、本引受契約に基づき払込期日までに履行又は遵守すべき義務を全て履行又は遵守していること。 当社が、本引受契約の締結及び履行、並びに本引受契約で企図されている事項について、第三者との契約等 に基づき、当該第三者からの承諾の取得、当該第三者に対する通知又はその他の手続が必要となる場合に は、これらの手続が当該契約に従って履践され、また、取り消されておらず、そのおそれもないこと。 当社及びその子会社の財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況又は権利義務に重大な悪影響 を及ぼすおそれのある事象その他本第三者割当が著しく困難となる事象が生じておらず、これが判明してい ないこと。

- (3) 当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重大な違反をした場合。
- (4) 当社が発行する株式について、 公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)が開始された場合、 上場廃止事由等(以下に定義する。以下、本 において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、 割当予定先の承諾なく組織再編行為(以下に定義する。以下、本 において同じ。)が当社の取締役会で承認された場合、 支配権変動事由(以下に定義する。以下、本 において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、 スクイーズアウト事由(以下に定義する。以下、本 において同じ。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は 東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に 定める事由が発生した場合、又は、当社が本払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連 結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過す る日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結 若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の 作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又 はその他の日本法上の会社組織再編手続をいう。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、(a)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(b)当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は(c)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

エ 本新株予約権の行使制限

割当予定先は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第28回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に記載の本新株予約権の内容にかかわらず、本新株予約権の払込期日から1年後の応当日(2026年10月3日)まで、本新株予約権の行使を行わないものとする。但し、 本引受契約に定める払込みの前提条件(当該規定との関係で問題となり得る主な前提条件は、上記ウに記載のものと同様です。)が払込期日において

満たされていなかったことが判明した場合、 当社が割当予定先による本新株予約権の行使に合意した場合、又は 当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重大な違反をした場合には、この限りではない。

オ 本新株予約権の取得請求権

当社が発行する株式について、 公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役員の依頼 に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)が開始され 上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、 組織再編行為が当社の取締役 支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、 スクイーズアウ ト事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた 若しくはなされる合理的な見込みがある場合、又は「割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1か月前の時 点で未行使の本新株予約権を有している場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知す ることにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる(当該通知を送付した日を、本オに おいて「取得請求日」という。)。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取 引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、上記 、 及び の場合には本新株予約権1個当たり、 当該取得請求日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(当該取引日において終値がない場合には、 それに先立つ直近の取引日であって終値のある日における終値)から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権 の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じ た金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額、上記 、 、 及び の場合には本新株 予約権1個当たりの払込金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとする。

(4) 割り当てようとする株式及び新株予約権の数

GP上場企業出資投資事業有限責任組合 E 種優先株式1,500株、本新株予約権181,000個

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(E種優先株式を転換し、また、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社普通株式を売却する際における投資資金の回収)を目的としているため、E種優先株式及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、割当予定先の業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。但し、E種優先株式の転換又は本新株予約の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であるとのことです。上記は当社取締役兼常務執行役員の関川周平氏が確認しております。

譲渡によるE種優先株式及び本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は割当予定先が E 種優先株式の払込期日から 2 年間において、割当株式である E 種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意すること、E 種優先株式の転換により発行される普通株式に関し、これらの取決めが準用されることにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

E種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金について、当社は、割当予定先から、その取引銀行に係る口座残高の写し(2025年8月6日付)の提供を受け確認したところ、当該残高はE種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、割当予定先の組合員が割当予定先に出資した金銭であるとのことです。

かかる結果を踏まえ、当社は、E種優先株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、E種優先株式の転換又は本新株予約の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。また、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しの提供を受け、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が

必要なときに無限責任組合員であるグロースパートナーズLLP有限責任事業組合が行うキャピタルコールに応じ、各 出資者が割当予定先に出資を行う旨の規定が定められていることも確認し、本新株予約権の行使のために上記の株 式の売却代金以外の資金が必要となった場合においても、割当予定先は当該資金を確保することができると考えて おります。

これらの確認を通じて、当社は、本新株予約権の行使に係る払込みに確実性があると判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が取得する有価証券に関する投資判断権限、及び割当予定先が保有する株式に係る株主としての権利 の行使権限は、割当予定先の業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合が有しており、その他の 第三者に帰属していない旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しておりま す。当社は、かかる説明を踏まえ、割当予定先、その業務執行組合員及びその組合員、並びに割当予定先の全出資 者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢 力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(本社:東京都千代田区 九段南二丁目3番14号、代表者:小坂橋仁)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はそ の他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等 の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結 果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2025年7 月31日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係が ないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関 係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

E種優先株式及び新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要します。

但し、割当予定先がE種優先株式の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を第三者に譲渡する ことを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

E 種優先株式

当社は、E種優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び割当予定先から独立した 第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:山本 顕三、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以 下「赤坂国際会計」といいます。)に対して、E種優先株式の価値算定を依頼し、同社より2025年8月12日付で E種優先株式の価値算定書(以下「本優先株式算定書」といいます。)を取得しております。

赤坂国際会計は、E種優先株式の株式価値算定にあたって、E種優先株式の発行要項その他の諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。また、赤坂国際会計は、E種優先株式の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2025年8月8日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価)、ボラティリティ(44.2%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.1%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、E種優先株式の公正価値を算定しております。本優先株式算定書において、2025年8月8日を基準として算定されたE種優先株式の価値は、E種優先株式1株当たり978,000円~1,005,400円となっております。

E種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求における転換価額につきましては、83円と決定いたしまし た。これは、本取締役会の直前取引日(2025年8月8日)までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普 通株式の終値の単純平均値(117.6円)の70%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の 終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、足元の株式市場は、取引日によっては国際情勢などのマクロ イベントによりボラティリティが急激に高まることがあることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株 価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照するほうが適切であると考えたためです。また、当該 平均値の70%に相当する金額とした理由は、当社のC種優先株式750株(2025年8月12日現在、RKDエンカレッ ジファンド投資事業有限責任組合がC種優先株式1.500株を保有していますが、当社は、本取締役会において、 2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件とし て、 C 種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、同組合が保有する C 種優先株式750株を取得す ることを決議しております。)及びD種優先株式3,170株(当社の自己株式を除いた株式数です。)について普通 株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株式に転換した場合には、最大で30%を超える価値の希薄化が生 じる可能性などを考慮し、時価から一定のディスカウントを付与することとしたためです。一方で、上記のとお り、当社は独立した第三者算定機関からのE種優先株式の株式価値算定書を入手しており、その結果から、発行 条件は合理的な水準と判断しております。また、本第三者割当により調達した資金で優先配当率の高いC種優先 株式の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存株主の皆様にとって中期的に利 益をもたらすと判断しております。なお、この転換価額は、本取締役会の直前取引日(2025年8月8日)におけ る当社普通株式終値119円に対して30.3%のディスカウントです。

当社は、割当予定先との間で、E種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、E種優先株式の発行条件を検討いたしましたが、E種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、E種優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員も、E種優先株式の払込金額に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計によるE種優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額であるE種優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した赤坂国際会計に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2025年8月12日付で本新株予約権の価値算定書(以下「本新株予約権価値算定書」といいます。)を受領いたしました。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格 算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤 坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2025年8月8日)の市場環境等 を考慮し、当社の株価(本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価)、ボラティリティ(44.2%)、 予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.1%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使 行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の公正 価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、83円と決定いたしました。これは、本取締役会の直前取引日(2025 年8月8日)までの直前16取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値(117.6円)の70% に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理 由は、足元の株式市場は、取引日によっては国際情勢などのマクロイベントによりボラティリティが急激に高ま ることがあることから、直前取引日の終値という特定の取引日の株価より、一定期間の平均株価という平準化さ れた値を参照するほうが適切であると考えたためです。また、当該平均値の70%に相当する金額とした理由は、 当社のC種優先株式750株(2025年8月12日現在、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合がC種優先 株式1,500株を保有していますが、当社は、本取締役会において、2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行 に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする 取得条項に基づき、同組合が保有するC種優先株式750株を取得することを決議しております。)及びD種優先株 式3,170株(当社の自己株式を除いた株式数です。)について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通 株式に転換した場合には、最大で30%を超える価値の希薄化が生じる可能性などを考慮し、時価から一定のディ スカウントを付与することとしたためです。本第三者割当により調達した資金で優先配当率の高いC種優先株式 の一部を償還すると共に、再成長に向けた施策に資金を投じることが、既存株主の皆様にとって中期的に利益を もたらすと判断しております。なお、この行使価額は、本取締役会の直前取引日(2025年8月8日)における当 社普通株式終値119円に対して30.3%のディスカウントです。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格(70円)を本新株予約権価値算定書における本新株予約権の価値と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は本新株予約権割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

E種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、E種優先株式の全部についてこの取得請求権が行使された場合、普通株式18,072,289株が交付され、その議決権数は180,722個となります(2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対する比率は39.60%、議決権総数456,151個に対する比率は39.62%)。なお、交付される普通株式の数については、E種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、払込金額の総額を転換価額で除した数として算出しております。

また、本新株予約権の目的となる株式数は18,100,000株であり、同株式に係る議決権の数は181,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対する比率は39.66%、同日現在の当社の議決権総数456,151個に対する比率は39.68%となります。

以上より、E 種優先株式の転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希 薄化率は、2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数45,634,213株に対して79.27%、議決権総数456,151個に対 して79.30%となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達する資金を、上記「第 1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資することに加え、上記のとおり、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも中期的に十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される E 種優先株式(1,500株)が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式(18,072,289株)、並びに本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式(18,100,000株)の議決権数は合計361,722個であり、2025年 3 月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である456,151個に対する割合は79.30%となり、25%以上の希薄化が生じる可能性があります。そのため、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)
GP上場企業出資投資事 業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘 2 -16- 12 RJ3			36,172,289	44.23
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 -23- 1	3,192,000	7.00	3,192,000	3.90
横川 てるよ	東京都港区	2,146,600	4.71	2,146,600	2.62
横川 竟	東京都目黒区	2,029,900	4.45	2,029,900	2.48
横川 紀夫	東京都渋谷区	1,973,500	4.33	1,973,500	2.41
大関株式会社	兵庫県西宮市今津出在家町 4 - 9	615,000	1.35	615,000	0.75
株式会社ウェルカム	東京都目黒区碑文谷 5 -11-11	600,000	1.32	600,000	0.73
実井 俊介	岐阜県可児市	600,000	1.32	600,000	0.73
今井 辰男	岡山県倉敷市	521,300	1.14	521,300	0.64
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみ らい3-1-1	438,031	0.96	438,031	0.54
計		12,116,331	26.56	48,288,620	59.04

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年3月31日現在の株主名 簿に基づき記載しております。
 - 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当による変動を反映しています。
 - 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、 小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
 - 4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年3月31日時点における総議決権数である456,151個に、無議決権株式であるE種優先株式及び本新株予約権の潜在株式数36,172,289株に係る議決権数(361,722個)を加算した後の総議決権数817,873個に対する割合であります。

(2) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)
R K D エンカレッジ ファンド投資事業有限 責任組合	東京都千代田区大手町一丁目 9番6号	1,500		1,500	

(注) 当社は、本取締役会において、2025年10月3日をもって、E種優先株式の発行に係る払込みが割当予定先により実行されていることを条件として、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づき、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合が保有するC種優先株式750株を取得することを決議しております。

(3) D種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2 丁目2番1号	2,674		2,674	
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみ らい3 - 1 - 1	496		496	
計		3,170		3,170	

- (注) 1 「所有株式数」については、2025年8月12日現在の状況を記載しております。
 - 2 当社は、自己株式としてD種優先株式1,330株を保有しております。

(4) E 種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)
GP上場企業出資投資事 業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘 2 -16- 12 RJ3			1,500	

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当は、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載した資金を調達することを目的としております。本第三者割当は、既発行優先に係る配当負担の軽減による財務体質の改善、並びに、中期経営戦略『未来計画Next』で掲げた「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」、及び業界再編を見据えた積極的なM&Aによる事業拡大に向けた資金の確保につながるものであり、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由 本第三者割当により資金調達を実施する理由」に記載のとおり、当社は、既存株主の皆様に与える影響に配慮しながらも、既発行優先株式に係る配当負担の軽減による財務体質の改善、並びに、中期経営戦略『未来計画Next』で掲げた「新しいビジネスモデルへの大胆な転換と投資」、及び業界再編を見据えた積極的なM&Aによる事業拡大のための資金の確保に向けて、さまざまな資金調達手法を検討して参りましたが、資金調達の十分性・確実性や財務体質の強化の観点から、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いE種優先株式、及び段階的に行使が行われることにより株価へのインパクトの分散化が可能となる本新株予約権による資金調達が最適であると判断しました。

当社は、第三者割当による E 種優先株式の発行並びに第三者割当による本新株予約権の発行を行うことにより、 最大で総額3,014,970,000円を調達いたしますが、上述した本第三者割当の目的及び資金使途に照らしますと、発行 数量は合理的であると判断しております。

本第三者割当により発行される E 種優先株式(1,500株)が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式(18,072,289株)、並びに本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式(18,100,000株)の議決権数は合計361,722個であり、2025年3月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である456,151個に対する割合は79.30%となります。

このように本第三者割当により最大で79.30%の当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、本第三者割当を実施することは、上述のとおり、財務体質の改善及び持続的な成長に向けた資金の確保につながるものであります。したがって、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。このような観点から、当社としては、本第三者割当により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当に伴い25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場 規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において特別決議による承認が得られること を本第三者割当に係る E 種優先株式及び本新株予約権の発行の条件としております。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期、提出日2025年6月27日。2025年8月1日に提出された訂正報告書による訂正後のもの。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月12日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年8月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第89期有価証券報告書の提出日(2025年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

1.提出理由

当社は、2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2.報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第2号議案>

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

(1) 減少する資本金の額

資本金の額164,820,000円を64,820,000円減少し100,000,000円とする。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額89,820,000円を64,820,000円減少し25,000,000円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記の通り行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える。

(4) 資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年 6 月27日

第2号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類(C種優先株式に係る配当)

全斜

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

C種優先株式1株につき85,000円

総額127,500,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

<株主提案(第3号議案から第6号議案>

第3号議案 取締役1名解任の件

第4号議案 取締役1名選任の件

第5号議案 剰余金の処分の件(普通株式に係る配当)

第6号議案 役員の報酬等に関する件(業績連動報酬への株式報酬の追加)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
<会社提案>					
第1号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少の件	212,630	12,982	2	(注) 3	可決 93.84
第2号議案 剰余金処分の件	205,165	20,473	2	(注) 1	可決 90.53
<株主提案>					
第3号議案 取締役1名解任の件 髙橋 康忠 第4号議案	42,837	182,786	2	(注) 2	否決 18.90
取締役1名選任の件	39,448	186,190	2	(注) 2	否決 17.41
第5号議案 剰余金処分の件	48,836	176,798	2	(注) 1	否決 21.55
第6号議案 役員の報酬等に関す る件	44,651	180,989	2	(注) 1	否決 19.70

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主 の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	2024年4月1日	2025年 6 月27日
	(第89期)	至	2025年3月31日	関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂	事業年度	自	2024年 4 月 1 日	2025年8月1日
正報告書	(第89期)	至	2025年 3 月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社ヴィア・ホールディングス 取締役会御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 業務執行社員

指定社員 公認会計士 酒 井 俊 輔 業務執行社員

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に 重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査 意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗等に関する固定資産の減損処理

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社グループは、会社と外食サービス事業を全国規模で展開する子会社6社より構成され、当連結会計年度末における店舗数は305店舗である。連結貸借対照表に計上されている有形固定資産は2,667百万円であり、連結総資産に占める割合は約42%である。また【注記事項】(連結損益計算書関係)

4.減損損失に記載されているとおり、当連結会計年度において有形固定資産を中心に92百万円の減損損失を計上しており、これらは主として店舗設備から生じている。

会社グループは、固定資産のグルーピングについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各店舗として減損の兆候を検討し、減損の兆候が認められた資産グループについては、将来計画に基づき算出した各店舗の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を割引後将来キャッシュ・フローに基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

減損の兆候の有無に関する検討は、経営者が作成した店舗別の損益情報等に基づき行われることから、これが適正に作成されることが重要である。また、将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者の主観的判断を伴う店舗別の損益計画を基礎としており、【注記事項】(重要な会計上の見積り)1.有形固定資産の減損に記載のとおり、不確実性が高い環境下において事業再生計画に基づき、本部コストの削減、メニュー改定等の顧客粗利改善、食材ロスの低減による原価改善等のコスト削減効果をふまえた仮定を置いた上で作成されている。

以上から、当監査法人は、店舗等に関する固定資産の減損 処理が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要 であると判断し、監査上の主要な検討事項とした。

監査上の対応

当監査法人は、会社グループが実施した店舗等に関する固定資産の減損処理を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

(1) 内部統制の評価

店舗等の固定資産の減損処理に関連する内部統制、主に店舗別の損益情報等の作成及び店舗別の損益計画の 策定に関して、その整備及び運用状況の有効性を評価 した

(2)経営者とのディスカッション

将来キャッシュ・フローの見積りにおいて重要な仮定となる会社グループの事業戦略等について経営者とのディスカッションを実施した。

- (3)減損の兆候の判定に関する検討
- ・店舗別の損益情報が会計システムと整合性を有して いるか検討した。
- ・共通費の配賦計算について、配賦基準の合理性及び計算の正確性を検討した。
- (4)将来キャッシュ・フローの見積りの検討
- ・過年度における将来キャッシュ・フローの計画値と 実績値を比較分析し、過年度の見積りの正確性につい て検討した。
- ・将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定について、過去実績からの趨勢分析や今後の影響について利用可能な外部情報と比較してその合理性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告 書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会 の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヴィア・ホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ヴィア・ホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及 び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内 部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社ヴィア・ホールディングス 取締役会御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 業務執行社員

指定社員 公認会計士 酒 井 俊 輔 業務執行社員

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社は、持株会社として外食サービス事業を展開する子会社6社を統括しており、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式1,788百万円、関係会社短期貸付金1,224百万円、関係会社長期貸付金4,702百万円、また、関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金1,129百万円、関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金3,271百万円を計上し、貸倒引当金控除後の投融資合計額の総資産に占める割合は約70%である。

【注記事項】(重要な会計方針)1.資産の評価基準及び評価方法(1)有価証券の評価基準及び評価方法に記載のとおり、子会社株式は移動平均法による原価法で貸借対照表に計上され、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額が必要となる。また、【注記事項】(重要な会計方針)3.引当金の計上基準(1)貸倒引当金に記載のとおり、子会社への債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上する必要がある。

外食サービス事業を展開する子会社は業績は回復傾向にあるが、円安に伴う原材料価格の上昇、人材面での供給不足等による売上高の減少、仕入原価及び人件費の増加等に伴い財政状態が悪化しており、関係会社株式の実質価額及び貸付金の回収可能性の検討が必要となる。

関係会社投融資の評価は、経営者が策定した子会社の事業 計画を基礎として検討されるが、既存店舗の売上見込、店舗 の出退店計画及び業態転換計画等の店舗戦略についての仮定 が含まれており、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、関係会社への投融資の評価が、 当事業年度の財務諸表監査において特に重要であると判断 し、監査上の主要な検討事項とした。

監査上の対応

当監査法人は、会社が実施した関係会社投融資の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

(1)内部統制の評価

関係会社投融資の評価に関連する内部統制、主に実質価額の算定に使用される子会社の財務情報の信頼性、また、評価手続に関して、その整備及び運用状況の有効性を評価した。

(2)事業計画の検討

投融資の評価に利用される各関係会社の事業計画の合理性を検討するため、過去実績の趨勢分析及び過年度の計画と実績とを比較検討するとともに、事業計画策定に用いた経営者の仮定について経営者とディスカッションを実施した。

(3)債務超過の関係会社に対する投融資の評価 特に債務超過の状況にある関係会社に対する投融資の 評価については、経営者による判断の合理性について 検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。